

答申情第217号

令和8年3月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年3月26日付け保健健第460号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会総会に関する文書に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第340号）

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、「京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会の開催のご案内に対する回答の決裁書（令和6年8月27日決定）」の1ページの26行目の1文字目から2文字目は公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年10月17日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- ・ 健康長寿企画課が保有する京都府受動喫煙防止対策事業者連絡協議会との接触の際に作成・取得した文書（令和6年8月14日以降のもの。起案決裁供覧を経たものについては、それらの一式を含める。）
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として以下3件の公文書（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年11月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

【公文書の件名】

- ・ 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会の開催のご案内に対する回答の決裁書（令和6年8月27日決定）
- ・ 市長挨拶文（京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会）に係る決定書（令和6年9月12日決定）
- ・ 当日配布資料（京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会（令和6年9月17日開催））

【公文書の一部の公開をしない理由】

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

ア 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会の開催のご案内に対する回答の決裁書（令和6年8月27日決定）（以下「本件公文書1」という。）

- ・ 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものとするとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。
- ・ 行政機関の職員個人のメールアドレスについては、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等により、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。
- ・ 「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、賛助団体になることは営業上のノウハウであるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）。

イ 市長挨拶文（京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会）に係る決定書（令和6年9

月12日決定) (以下「本件公文書2」という。)

- ・ 「令和6年度執行体制」、「出席者名簿」及び「席次表」のうち、賛助団体の法人名及び氏名については、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、賛助団体になることは営業上のノウハウであるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号に該当)。
- ・ 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第1号及び第3号に該当)。
- ・ 「出席者名簿」及び「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第3号に該当)。

ウ 当日配布資料(京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 総会(令和6年9月17日開催)) (以下「本件公文書3」という。)

- ・ 資料1の「出席者名簿」及び資料2の「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第1号及び第3号に該当)。
- ・ 資料1の「出席者名簿」、資料2の「席次表」及び資料3の「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名及び氏名については、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、賛助団体になることは営業上のノウハウであるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号に該当)。
- ・ 資料9の「京都府内飲食店 喫煙環境の Web 上での表記状況」のうち、右上の企業名については、賛助団体の法人名であり、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、賛助団体になることは営業上のノウハウであるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号に該当)。

(3) 審査請求人は、令和7年2月25日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると

認められる。

(1) 本件公文書について

京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会は、事業者が法令遵守し、主体的に取り組む受動喫煙防止対策を検討・普及・啓発していくことを目的とした団体で、協議会、本市及び京都府で連携協定を締結し、取組を推進している。

なお、当該協議会は、京都府内の各種生活衛生同業組合（旅館ホテル、飲食業、喫茶飲食、麺類飲食業、寿司、中華料理、料理、社交料飲、理容）及びたばこ商業協同組合、遊戯業協同組合、京都府生活衛生営業指導センターにより組織される団体である。

本件公文書1は、当該協議会が開催する総会の開催案内及び出席確認に対する回答案の決裁書であり、本件公文書2は、当該総会の市長出席に当たり、手持ち資料の作成に係る決裁書、本件公文書3は、総会当日の配布資料であり、本件請求に係る文書として特定したものである。

(2) 本件公文書1について

審査請求人は、本件公文書1のうち、団体等担当者の氏名及びメールアドレス、行政機関の職員個人のメールアドレス及び「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名を非公開とした箇所を公開を求めている。

非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

イ 行政機関の職員個人のメールアドレスについては、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等により、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(3) 本件公文書2について

審査請求人は、本件公文書2のうち、賛助団体の法人名及び氏名、団体等担当者の氏名及びメールアドレス、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名を非公開とした箇所の公開を求めている。

非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「令和6年度執行体制」、「出席者名簿」及び「席次表」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

※ なお、処分庁は本件処分の時点で、決定通知書の公文書の一部を公開しない理由の非公開情報に「「令和6年度執行体制」、「出席者名簿」及び「席次表」のうち、賛助団体の法人名及び氏名」と記載していた。4(3)ウのとおり、処分庁は「賛助団体の氏名」について、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認識し、条例第7条第3号だけではなく、同条第1号の非公開情報にも該当すると判断していたものの、当該非公開情報に「賛助団体の氏名」を誤って付け加えてしまったものであるため、本弁明において当該非公開情報から「賛助団体の氏名」を削除したことを申し添える。

イ 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「出席者名簿」及び「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名、賛助団体の氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

※ なお、本件処分に係る決定通知書の公文書の一部を公開しない理由について、上記4(3)アの非公開情報から「賛助団体の氏名」を削除したことに伴い、本弁明において当該非公開情報に「賛助団体の氏名」を追記したことを申し添える。

(4) 本件公文書3について

審査請求人は、本件公文書3のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名、賛助団体の法人名及び氏名について、非公開とした箇所の公開を求めている。

非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 資料1の「出席者名簿」及び資料2の「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名、賛助団体の氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

なお、処分庁は本件処分の時点で、決定通知書の公文書の一部を公開しない理由の非公開情報に「資料1の「出席者名簿」及び資料2の「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名」と記載していた。4(4)イのとおり処分庁は「賛助団体の氏名」について、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、法人の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認識し、条例第7条第3号だけではなく、同条第1号の非公開情報にも該当すると判断していたものの、当該非公開情報に「賛助団体の氏名」の追記を失念してしまったものであるため、本弁明において当該非公開情報に「賛助団体の氏名」を追記したことを申し添える。

イ 資料1の「出席者名簿」、資料2の「席次表」及び資料3の「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、法人が賛助団体になることは団体と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることになるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

※ なお、本件処分に係る決定通知書の公文書の一部を公開しない理由について、4(4)アの非公開情報に「賛助団体の氏名」を追記したことに伴い、本弁明において当該非公開情報から「賛助団体の氏名」を削除したことを申し添える。

ウ 資料9の「京都府内飲食店 喫煙環境の Web 上での表記状況」のうち、右上の企業名については、賛助団体の法人名が記載されており賛助団体である法人については一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 全部公開を求める。
- (2) 条例第7条第1、3、6号に該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会は、事業者が法令を遵守し、主体的に取り組む受動喫煙防止対策を検討・普及・啓発していくことを目的とした団体で、協議会、本市及び京都府で連携協定を締結し、取組を推進している。

本件公文書1は、当該協議会が開催する総会の開催案内及び出席確認に対する回答案の決裁書であり、本件公文書2は、当該総会の市長出席に当たっての手持ち資料の作成に係る決裁書、本件公文書3は、総会当日の配布資料であり、本件請求に係る文書として特定したものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした情報は、次のとおり条例第7条各号に該当すると主張する。

(ア) 本件公文書1の非公開部分が条例第7条第1号、第3号又は第6号に該当することについて

a 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する。

b 行政機関の職員個人のメールアドレスについては、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等により、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

c 「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

(イ) 本件公文書2の非公開部分が条例第7条第1号又は第3号に該当することについて

a 「令和6年度執行体制」、「出席者名簿」及び「席次表」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

b 団体等担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する。

c 「出席者名簿」及び「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名、賛助団体の氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する。

(ウ) 本件公文書3の非公開部分が条例第7条第1号又は第3号に該当することについて

- a 「出席者名簿」及び「席次表」のうち、協議団体及び事務局の団体等担当者の肩書及び氏名、賛助団体の氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号及び第3号に該当する。
- b 「出席者名簿」、「席次表」及び「令和6年度執行体制」のうち、賛助団体の法人名については、一般に情報が公開されることを予定しておらず、また、法人が賛助団体になることは団体と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることになるため、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当する。
- c 「京都府内飲食店 喫煙環境の Web 上での表記状況」のうち、右上の企業名については、賛助団体の法人名が記載されており賛助団体である法人については一般に情報が公開されることを予定していない。また、当該法人名を公にすると、法人と当該協議会がつながりを有していることを示すことになるとともに、法人の企業イメージにも影響を及ぼす蓋然性があることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当する。

イ 一方、審査請求人は、いずれも条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報等を原則として非公開とすることを定めたものである。

(イ) 当審議会において、本件公文書を見分したところ、条例第7条第1号該当性を理由として処分庁が非公開とした部分には、事務局担当者の氏名及び役職名、所属する法人名並びにメールアドレス、協議団体担当者の氏名及び役職名（理事長職を除く）、協賛団体担当者の氏名が記載されていた。

(ウ) 事務局担当者の氏名及び役職名については、個人の社会的活動としての側面を有するものであることから個人に関する情報に該当し、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することが可能となるものである。事務局担当者のメールアドレスについても、メールアドレスが氏名に由来するものであることから個人に関する情報に該当し、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することが可能となるものである。しかし、事務局を担う法人名については、法人名を公開しても担当者個人を識別することはできない。よって、事務局担当者の氏名及び役職名並びにメールアドレスについては、条例第7条第1号に該当すると認められるが、事務局担当者の所属先法人名については、条例第7条第1号に規定する非公開情報には該当せず、また、

当該法人名は既に公開されていることから条例第7条第3号に規定する非公開情報にも該当せず公開すべきである。

なお、処分庁は、事務局担当者のメールアドレスについて、条例第7条第3号該当性も主張するが、同条第1号に該当することが明らかであることから、第3号該当性の検討までは要しない。

(エ) 協議団体担当者の氏名及び役職名（理事長職を除く）については、個人の社会的活動としての側面を有するものであり、個人に関する情報に該当し、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することが可能なものである。よって、協議団体担当者の氏名及び役職名（理事長職を除く）については、条例第7条第1号に該当すると認められる。

(オ) 協賛団体担当者の氏名は、同姓同名の人が存在する可能性は否定できないものの、氏名のみであっても、社会通念上、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することが可能なものであるといえる。よって、協賛団体担当者の氏名については、条例第7条第1号に該当すると認められる。

エ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 条例第7条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めたものである。

(イ) 当審議会において、本件公文書を見分したところ、条例第7条第3号該当性を理由として処分庁が非公開とした部分には、賛助団体の法人名が記載されていた。確かに、京都市受動喫煙防止対策事業者連絡協議会の取組に賛助することは、公益に資する取組であり、公開することによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないとも考えられる。しかし、賛助団体の法人名をあえて一般に公開していないことを踏まえると、受動喫煙防止対策については、合法的な嗜好品である煙草を規制するものであることから、依然として一部の喫煙者等から反対があり、賛助団体の法人名を公開することにより、当該法人が特定の顧客層からの反発を受け、不利益を被る可能性を否定できない。よって、賛助団体の法人名は、条例第7条第3号に該当すると認められる。

オ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 条例第7条第6号は、行政機関等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

(イ) 当審議会において、本件公文書1を見分したところ、条例第7条第6号該当性を理由として処分庁が非公開とした部分には、処分庁の職員個人に付与されたメールアドレスが記載されていた。当該メールアドレスは関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公開することにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが送付される事態が

想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、処分庁の職員個人に付与されたメールアドレスは、条例第7条第6号に該当する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年 3月26日 諮問

4月25日 諮問庁からの弁明書の提出

令和8年 1月15日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第10回会議）

3月24日 審議（令和7年度第12回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）